事 　務 　連 　絡

平成２９年１２月２８日

特定非営利活動法人

共同受注窓口みえ　様

三重県農林水産部

フードイノベーション課長

「食育の手帖」印刷及び発送業務の発注可能な施設について（依頼）

　このことについて、下記のとおり、印刷製本業務の発注可能な施設を平成３０年１月

１２日（金）までにご紹介ください。

記

１　件　　名　　　食育啓発冊子「食育の手帖」印刷及び発送業務

２　見積内容　　　Ａ５版１２頁の冊子タイプ（中綴じ）冊子「食育の手帖」の印刷・発送

３　印刷物の仕様　別紙仕様書のとおり

４　見積について

　ご紹介いただく発注可能な施設から以下にもとづき、見積書の提出をお願いします。

（１）業務直接見積額と消費税及び地方消費税が分かるように見積額を記載してください。

（２）消費税及び地方消費税は、印刷業務の１００分の８に相当する額を記載してく

ださい。

なお、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を持って契約価格とします。

（３）消費税及び地方消費税に掛かる課税事業者であるか免税事業者を問わずに業務直接見積額に１００分の８に相当する額を記載してください。

（４）見積書の提出を辞退することができます。

なお、辞退により以後の取扱において不利益を受けることはありません。

（５）見積書の宛名は、「三重県知事　鈴木英敬」でお願いします。

５　その他

（１）受託者は、業務の履行にあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

　　ア　断固として不当介入を拒否すること。

　　イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

　　ウ　委託者に報告すること。

　　エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（２）受託者が５の（１）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契

約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づき落札資格停止等の措置を講じる。

　事務担当　三重県農林水産部フードイノベーション課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者　藤島　弘幸

　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL:059-224-2395　FAX：059-224-2521